

令和 6 年度

いじめ防止基本方針



八幡浜市立江戸岡小学校

《目 次》

I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識	1
1 いじめの定義(P1)	
2 基本的認識(P1)	
3 いじめ解消の定義(P1)	
II 推進体制	2
1 江戸岡の子どもを育てる会(校内いじめ対策委員会) (P2)	
2 三層情報還流方式(P2)	
III いじめの未然防止	2
1 いじめ問題・不登校対策年間計画(P2) (資料 1…P11)	
2 子どもや学級の様子を知るためにには(P2)	
3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためにには(P2.3)	
4 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためにには(P3.4)	
5 保護者や地域の方への働きかけ(P4)	
IV 早期発見	4
1 教職員のいじめに気付く力を高めるためには(P4)	
(1) 子どもたちの立場に立つ(P4)	
(2) 子どもたちを共感的に理解する(P4)	
(3) 早期発見のための手立て(P5) (資料 3…P13)	
(4) 地域の協力を得るためにには(P5)	
V いじめに対する組織的な対応	5
1 組織的ないじめ対応の流れ(P5.6)	
2 いじめ発見時の緊急対応(P6)	
3 いじめが起きた場合の対応(P6.7)	
4 ネット上のいじめへの対応(P7~9)	
5 関係機関との連携(P9)	
6 評価(P10) (資料 4…P15)	
VI 重大事態への対処	10
1 重大事態の意味(P10)	
2 基本姿勢(P10)	
3 重大事態への対処(P10.11)	
4 重大事態への対応の留意点(P11)	
資料	12
1 令和6年度いじめ問題・不登校対策年間計画(P12)	
2 いじめ早期発見のためのチェックリスト(P13)	
3 心のアンケート(P14.15)	
4 いじめの問題への取組についてのチェックポイント(P16)	
5 重大事態の対応フロー図(P17)	

八幡浜市立江戸岡小学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

2 基本的認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することではない。いじめ解消の目安として次の3つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめられていた子どもが、いじめの解消を自覚している。
- ② いじめられた子どもの保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ③ 周りの子どもや教員から見て、いじめないと判断できる。

いじめ解消の判断は、上記の「いじめ解消の目安」に照らし合わせて、「校内いじめ対策委員会」等を活用して行うとともに、第三者の意見を聞くなどして組織的かつ客観的に行う。また、解消の判断をした後でも、引き続き十分な経過観察と面談を適宜行うよう留意する。

II 推進体制

1 江戸岡の子どもを育てる会(校内いじめ対策委員会)

<目的>

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行う。

<構成メンバー>

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、PTA会長、江戸岡地区公民館長

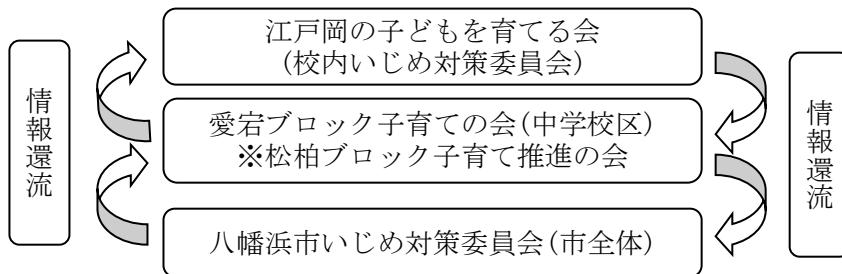
神宮通り福祉会館長、民生児童委員連絡協議会長、主任児童委員、江戸岡おやじの会代表

江戸岡地区補導員地区長、愛宕保育所長

<開催>

学期に1回開催する。また、必要に応じて委員会を開催することができる。状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

2 三層情報還流方式



III いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を計画し、協力協働体制で実施する必要がある。

1 いじめ問題・不登校対策年間計画(資料1 P11参照)

2 子どもや学級の様子を知るために

(1) 教職員の気付きが基本

子どもたちや学級の様子を知るために、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、子どもたちと場とともにすることが必要である。その上で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画(資料1 P11参照)を立てることが必要である。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引継ぎを行う必要がある。

3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

子どもたちが主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」を作る取組が大切である。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けやすい。子どもたちにとって、教職員

の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え未然防止するため大きな力となる。

(1) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声掛けが、「認められた」という自己肯定感や「人の役に立った」という自己有用感につながり、子どもたちは大きく変容する。

(2) 子どもたちの主体的な参加による活動

特別活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法である。

〈実践例1〉 異年齢交流

1年生を迎える会の開催、給食の準備や片付けの手伝い、読み聞かせの会、縦割り班での清掃活動・話合い活動・児童会活動・運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係が築けた。

〈実践例2〉 江戸岡小人権宣言

人権委員会が中心となり、人権宣言を実践する。ステキポストの設置、あいさつ活動、なかよし遊び、人権集会等の取組を進め、全校児童へ運動を広げた。

(3) 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員には、子どもたちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

(4) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

4 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを

子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳科の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳科の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

(3) 体験活動の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気付き、発見して体得していく。しかしながら、現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。

(4) コミュニケーション活動を重視した活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になる。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

5 保護者や地域の方への働きかけ

P T A の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付にくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

(1) 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止

め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気付き、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

(3) 早期発見のための手立て

ア 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをを目指し、子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト(資料2 P12参照)を活用することが有効である。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口を知らせる掲示をすることが大切である。

イ 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

ウ 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

日記等の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

エ 教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声掛け(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成される。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。(相談ポスト、スクールカウンセラー等の活用)

オ 心のアンケート ～アンケートは、実施時の配慮が必要である～

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に1回以上の実施が望まれる。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮することが必要である。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

(4) 地域の協力を得るために

江戸岡の子どもを育てる会の組織を活用し、情報提供を依頼する。また、情報交換、協議できる場を設ける。

V いじめに対する組織的な対応

1 組織的ないじめ対応の流れ

いじめの発見

- ・学級担任が抱え込み、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応。
- ・日常的な児童の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、放課後等)

①情報を集め組織的に共有

③-A子どもへの指導・支援

○いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。

○いじめた児童には、いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめ

- ・教職員、児童、保護者、地域
その他から「いじめ対策組織」
に情報を集約する。
- ・いじめを発見した場合は、そ
の場でその行為を止めさせる。

②指導・支援体制を組む

- ・「いじめ対策組織」で指導・
支援体制を組む。(校長、教
頭、生徒指導、養護教諭、学級
担任、スクールカウンセラー、
P T A会長等が参画)

③-B 保護者との連携

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる
関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに管理職に報告し、学級担任、生徒
指導主事に連絡する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、
事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要
である。状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して
守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整
備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめて
いる子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を
得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に行
う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管
理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てるなどを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた子に対して

子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、理解を得る。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 繼続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対

応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に、携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問い合わせ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チエーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- ・チエーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

5 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

(1) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 出席停止について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。

(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

学校教育法第35条

公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 3. 施設又は設備を損壊する行為
 4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(3) 警察、その他関係機関等との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的に開催されている学校警察連絡協議会を活用し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や青少年センター、補導委員会等に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要がある。

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、保健センターや市役所社会福祉課、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

6 評価

「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」（資料4 P15）を利用していじめ問題に関する取組を評価する。学期に1回アンケートを実施し、評価結果から全教職員で改善策を検討、課題を克服するためへの実践とつなげるP D C Aサイクルを確立する。

VI 重大事態への対処 ~学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す~

1 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法 第28条)

2 基本姿勢

- (1) 重大な被害が生じた児童の生命及び身体等を守り通す。
- (2) 重大な被害が生じた児童を常に把握するための対応を設定する。
→ 家庭との連携、学校での見守り（登下校を含む）
- (3) 教職員で情報を共有する。また、そのための定期的な情報交換の場を設ける。
- (4) 全児童への支援・指導方針を明確にし、全教職員で当たる。
- (5) 全保護者への報告の機会を速やかに設ける。

3 重大事態への対処（資料5「重大事態の対応フロー図」P16）

- (1) 重大事態が発生した旨を、八幡浜市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 「校内いじめ対策委員会」を開催し、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (4) 八幡浜市教育委員会との協議の下、警察等の関係機関への報告を行い、連携を図る。
- (5) 事案によっては、マスコミ対応も必要となる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- (6) 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や児童相談所などの関係機関や弁護士などの専門家を交えて協議し、早期の解決を目指す。
- (7) 心のケア
 - 健康観察などにより児童の異変を把握し、心の問題の性質を見極め、必要に応じ保護者や主治医等と連携を密に図り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織として連携して組織的に支援に当たる。
 - 上記の支援に基づき、学校カウンセラーなどの支援を受ける。

4 重大事態への対応の留意点

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」或いは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童または保護者からの申立てでは、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

付則 この基本方針は、平成30年4月より適用する。

令和6年度 いじめ問題・不登校対策年間計画

八幡浜市立江戸岡小学校

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握、定期教育相談、校内研修内容 児童の活動、PTA活動、講演会等	
一 学 期	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 家庭訪問 ・研修 生徒指導情報交換（上旬） 配慮児童に対する意識統一（上旬） ・情報交換 職員会 引き継ぎ事項の確認 ・参観日 授業公開 学級PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導 学警連 ・児童生徒をまもり育てる日（4/8） ・愛宕ブロックの児童生徒をまもり育てる日（4/9）
	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童集会 1年生を迎える会 ・実態把握 仲間づくりアンケート（中旬） 教育相談 ・スクールカウンセラーによる教育相談（年間を通して月1回程度） ・スクールライフアドバイザーによる教育相談（年間を通して月1回程度） ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事研修会 ・幼・保・小関連教育研究会（情報交換）（下旬） ・江戸岡の子どもを育てる会（中旬） ・愛宕、松柏ブロック子育て推進の会（下旬） ・街頭補導
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 ・研修 補導員研修会の報告 ・参観日 授業公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 いじめに関する実態調査・悩み調査 個人懇談（中旬） 教育相談 家庭で気になること調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導 ・巡回補導 ・児童生徒をまもり育てる日（7/5） ・校外生活指導 ・地区補導員会（初旬）
	8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 個別訪問（家庭訪問、電話等） ・研修 事例研修（教育相談、いじめに関する研修） 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導 ・補導員研修会（先進地視察）
二 学 期	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 家庭で気になること調査 夏休み生活調査、夏休みの反省 ・研修 生徒指導推進委員会（中旬） ・参観日 授業公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導 ・巡回補導
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 ・研修 生徒指導部会の情報交換から えどおかまつり ・参観日 	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 家庭で気になること調査 ・学芸会 	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸岡の子どもを育てる会（中旬） ・幼・保・小関連教育研究会（情報交換） ・愛宕、松柏ブロック子育ての会（中旬） ・街頭補導 ・巡回補導 ・児童生徒をまもり育てる日（11/5）
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童集会 人権集会（上旬） ・実態把握 個人懇談（中旬） 教育相談 ・研修 事例研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区補導員会（中旬） ・街頭補導 ・校外生活指導（教職員による補導活動）
	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 いじめに関する実態調査・悩み調査 ・研修 事例研修 ・人権教育参観日 授業公開（下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸岡の子どもを育てる会（中旬） ・愛宕ブロック子育ての会（中旬） ・松柏ブロック子育て推進の会（中旬） ・街頭補導
三 学 期	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 家庭で気になること調査 ・研修 いじめ問題の理解と対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員連絡会 ・街頭補導
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談 家庭で気になること調査 引継ぎの徹底 ・研修 一年間の反省と今後の課題 ・児童集会 6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区補導員会（中旬） ・幼・小・中の情報交換 ・街頭補導 ・巡回補導

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている

- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～

年 男 ・ 女

(1)今の気持ちについて

①学校が楽しい。

ア よくあてはまる イ まああてはまる ウ あまりあてはまらない エ まったくあてはまらない

②みんなで何かいっしょにするのは楽しい。

ア よくあてはまる イ まああてはまる ウ あまりあてはまらない エ まったくあてはまらない

③授業がよくわかる。

ア よくあてはまる イ まああてはまる ウ あまりあてはまらない エ まったくあてはまらない

④スポーツや音楽、趣味など自慢できるものがある。

ア よくあてはまる イ まああてはまる ウ あまりあてはまらない エ まったくあてはまらない

(2)今の学年でいじめられたことがありますか。

ア ある イ ない

※ア「ある」と回答した人は、次の(3)～(7)に回答、イ「ない」と回答した人は(8)に進む

(3)だれからいじめられましたか。

ア クラスの人 イ 同級生 ウ 上級生 エ 部活動を一緒にしている人 オ 先生 カ 地域の人
キ 他校の児童・生徒 ク その他の人

(4)どんないじめを受けましたか

ア いいがかり、おどし イ 冷やかし、からかい ウ 物をかくす、汚す エ 仲間はずれにする
オ 無視する カ なぐる、ける キ お金や物をとる ク 笑われることを無理にさせる
ケ 用事を言いつける コ ネット掲示板に書き込む サ その他

(5)今もいじめは続いているですか

ア 続いている イ 続いていない

(6)いじめられたことをだれかに話をしましたか

ア 話をした イ 話をしていない

(7)いじめを受けた人は、だれに話をしましたか。

(複数回答可)※問(6)で「話をした」と回答した人が回答

ア 担任の先生 イ 養護の先生 ウ それ以外の先生 エ 校長先生・教頭先生

オ スクールカウンセラー・相談員 カ 友だち・先輩 キ 家族 ク 近所の人 ケ その他

(8)だれかにいやなことを言ったり、したりしたことがありますか。

ア ある イ ない

(9)いじめを見たり聞いたりしたことがありますか。

ア はい イ いいえ

(10)いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか。

(複数回答可) ※問(9)で「ある」と回答した人が回答

ア いじめられている人の話を聞いた イ 注意してやめさせた ウ 先生に相談した
エ 友達や先輩に相談した オ 自分の親に話した カ いじめられている人の親に話した
キ 近所の人に話した ク 黙って見ていた ケ その場を通り過ぎた コ その他

(11)つらいことがあったり、困ったことがあったりした時に、1人で悩まず、他の人に話をしやすくするためにはどうすればよいと思いますか。

ア 気付いて声をかけてほしい イ 相談できる部屋がほしい ウ 相談できる係の先生がいるといい
エ 話す勇気があるとよい オ その他

(12)自由に使える携帯電話等やパソコン(インターネットへの接続ができるもの)を持っていますか。

※携帯電話・スマートフォン等にはゲーム機・携帯音楽ツールなども含む

ア 携帯電話・スマートフォン等とパソコンの両方持っている
イ 携帯電話・スマートフォン等だけ持っている
ウ パソコンだけ持っている
エ 両方持っていない

(13)家庭で、携帯電話等に関するきまりごと(ルール)がありますか。

ア ある イ ない

(14)そのきまりごと(ルール)は、どのようなものですか。(複数回答可)

※問13で「ある」と回答した人が回答

ア 1か月の使用料金の上限を決めている
イ 使用する時間数や時間帯を決めている
ウ フィルターをかけ、有害なサイトに接続できないようにしている
エ メール機能のみ使用するなど使用できる機能を制限している
オ 自分の部屋に持ち込んで使用しないように決めている
カ その他

(15)今の学年になってインターネット上への掲示板等(学校がつくっているホームページとは別のサイトなど)に書き込みをしたことがありますか。

ア よくある イ 何回か書いたことがある ウ 書いたことがない

(16)このようなアンケートに答えるとき、書きやすいのはどちらですか。

ア 学校 イ 自宅

資料4

いじめ問題への取組についてのチェックポイント

<点検要領>

次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、一番当てはまるものに○印をつけてください。

領域	番号	点 檢 項 目	状 況			
			ア	イ	ウ	エ
			できている	おおむねできている	あまりできていない	できていない
指導体制	1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。				
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。				
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立していますか。				
教育指導	4	いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。				
	5	道徳や学級活動・児童会や生徒会活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導ならばに助言が行われていますか。				
	6	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするがないよう、細心の注意を払っていますか。				
	7	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、場合によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うことになっていますか。				
	8	いじめられる児童生徒に対しては、心のケアや区域外通学など、弾力的措置を講じ、いじめから子ども達を守り通すための対応を行うことになっていますか。				
	9	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行っていますか。				
	10	日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。				
	11	児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めていますか。				
	12	スクールカウンセラーや養護教諭・他の職員・保護者等との連携を図り、いじめの把握に努めていますか。				
早期発見・早期対応	13	いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく適切に解決を図っていますか。				
	14	学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ教育センター等関係機関との連携を図っていますか。				
	15	児童生徒のストレスや悩みを積極的に受け止めることのできるような教育相談体制が整備されていますか。				
	16	教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制となっていますか。				
	17	児童生徒の個人情報について適切に管理され取り扱われていますか。				
	18	学校だより等を通じて、学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともに、いじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築いていますか。				
	19	いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっていますか。				
家庭地域との連携	20	学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。				

問題点や今後の改善策等（うまくできない理由や改善のアイディア等がございましたら御記入ください）

資料 5

重大事態の対応フロー図

